

令和2年10月19日

佐川町長 堀見 和道 様

佐川町上下水道運営委員会

委員長 永田 耕朗



水道料金改定率及び改定時期について（答申）

令和2年7月28日付け佐建第358号により諮問された標記の件について、下記のとおり答申いたします。

記

1 水道料金改定率

20%の引き上げとすることを適当と認めます。

2 改定時期

令和3年4月1日とすることを適当と認めます。

3 その他

（1）用途種別の区分

4区分から3区分に変更することを適当と認めます。

（営業用と団体用を統一し、家庭用以外として超過料金の額を同額とする。）

（2）料金表

新料金（消費税抜き）は、次のとおりとすることを適当と認めます。

基本料金及び超過料金（1箇月につき）

基本料金	超過料金（1 m ³ につき）		臨時用（1 m ³ につき）
8 m ³ まで	家庭用	家庭用以外	（基本料金なし）
857円	106円	130円	210円

メーター使用料（1箇月につき）

13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm
86 円	172 円	185 円	290 円	345 円	925 円	2,230 円

4 附帯意見

水道は、住民生活に直結したものであり、利用者にとって水道料金の改定による影響は、非常に大きいものであると考えられるが、今後の施設整備計画を着実に実施していくためには、今回の水道料金の改定はやむを得ないと判断する。

人口減少や節水機器の普及などによる水需要の減少が想定される中、絶えず施設等の更新が必要な状況を踏まえると、水道事業を安定的に経営していくためには、水道料金の適時適切な検討、見直しが必要である。

今後とも安全で強靱な水道の持続を目指し、適切な事業運営に取り組んでいただきたい。

答申にあたって

1 諮問について

水道事業は、人口減少や節水機器の普及などによる水需要の減少に伴い料金収入が減少する傾向にある一方、水道施設の耐震化を始めとする更新需要の増大により支出が増加する状況にある。さらに、国の推進する上水道事業と簡易水道事業の統合などにより、今後より厳しい事業運営となることが予測されている。

そのため、地方公営企業として独立採算制の原則のもと、料金収入の確保を検討する必要が生じてきた。

このような状況の中、令和2年7月28日、町長から佐川町上下水道運営委員会に対し、「水道料金改定率」及び「改定期限」について諮問を受けた。本委員会では、7名の委員により審議を行い、高い安全性が求められる水道施設の適切な更新、経営の安定化、また将来世代を含めた負担の公平性を見据え、慎重な審議を行い検討してきたところである。

2 佐川町水道事業の状況

(1) 経営状況

現行の料金では、減価償却費等の増加により令和3年度の給水原価（122.3円）が供給単価（103.2円）を上回り、耐震化事業の国庫補助金の採択要件である「料金回収率100パーセント以上」を達成できなくなるおそれがある。また、令和5年度には純損失も見込まれ、今後もこうした状況が続くと内部留保資金が枯渇するおそれがある。

(2) 施設の状況

本町の水道事業は、昭和27年度の事業創設以来、徐々に給水区域を拡張しながら、現在では給水区域面積60.58平方キロメートルに及んでいる。水道管路の総延長は、137キロメートルで、そのうち約22%が法定耐用年数（40年）を経過しており、全国平均の17.8%を上回っている。

管路は、事故発生時の影響が大きい基幹管路を優先的に耐震化の取り組みが行われているが、それ以外の配水支管については、まだまだ対応が追いついていない状況である。そのため、年々有収率が低下しており漏水防止のための対策にも注力する必要がある。

(3) 企業債残高の状況

企業債の残高は、平成19年度に公的資金補償金免除の繰上償還制度を活用し、繰上償還を行ったことに加え、新規企業債の発行を抑制してきたことから減少傾向にある。

3 料金改定について

水道事業は、住民生活や事業活動を支える重要なライフラインであり、いつでも安全で安心な水を安定的に供給することが使命である。

また、地方公営企業として公共の福祉の増進と独立採算制のもと、安定経営を目指し受益者負担の適正化を図るために検討を行った。

(1) 経費削減の取り組み

料金改定の検討に入る前に経費削減策として、検針の隔月化の検討を行った。隔月検針の実施により、年間約250万円の経費の削減が見込まれている。

また、請求については利用者の負担感を軽減するため、検針水量を2分割し毎月請求することを提案した。

(2) 平均改定率

平均改定率は、施設整備計画に基づく建設改良費、財政シミュレーション、内部留保資金の残高を踏まえ、現行の供給単価1立方メートル当たり103.2円を123.8円とし、20%引き上げることが適当とした。

(3) 料金体系の考え方

今回の料金改定に合わせ種別の簡素化を図るため、営業用と団体用の超過料金を統一し、負担の公平性を図ることを適当とした。

4 改定の時期について

料金回収率100%以上を維持していくためにも、令和3年度の早期に改定する必要があるため、令和3年4月1日から使用する水量の料金に適用することが望ましい。

5 今後の水道料金の検討について

今後の水道事業の経営にあたっては、社会情勢や水需要の動向などに応じた適切な料金水準となるよう、定期的な検討をされたい。

附 属 資 料

- 1 諮問書（写し）
- 2 佐川町上下水道運営委員会委員名簿
- 3 委員会の開催状況

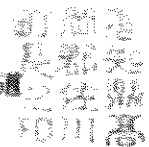
令和2年7月28日

諮 問 書

佐川町上下水道運営委員会

委員長 永田 耕朗 様

佐川町長 堀見 和道



佐川町上下水道運営委員会条例（平成8年佐川町条例第20号）第1条の規定により、下記のことについて諮問します。

記

- 1 水道料金改定率
- 2 改定時期

諮問理由

水道事業は、日常生活に欠くことのできない「水道水」を、安定的かつ継続的に供給するため、その財源を主として、利用者からの対価である料金によってまかなっております。

しかし、給水人口の減少を始め、節水意識の高まりや節水機器の普及などによる水需要の減少、また、水源施設、配水施設、管路施設などの耐震化を始めとする更新需要の増大による支出の増加、さらに、国の推進する上水道事業と簡易水道事業の統合などにより、今後より厳しい事業運営となることが予測されております。

現行の料金では、令和3年度に給水原価が供給単価を上回り、耐震化事業の国庫補助金の採択要件である、「料金回収率100パーセント以上」を達成できなくなり、令和5年度には純損失が発生し、令和18年度には、資金不足に陥り経営が破綻することとなります。

望ましい水道とは、住民生活や事業活動を支える重要なライフラインとして、時代や環境の変化に的確に対応しつつ、水質基準に適合した水が、必要な量、いつでも、どこでも、誰でも、合理的な対価をもって、持続的に受け取ることが可能な水道であり、この理想像を実現していくため、また、損失を回避し、安全で強靱な水道の持続を目指すためにも、料金の改定が喫緊に必要となっており、水道料金改定率及び改定時期について、客観的な意見を求めるものであります。

佐川町上下水道運営委員会 委員名簿

(敬称略 五十音順)

	氏 名	備 考
委員長	永田 耕朗	佐川地区
副委員長	藤原 健祐	佐川地区
委員	伊藤 みどり	黒岩地区
委員	岡村 統正	尾川地区
委員	松浦 隆起	斗賀野地区
委員	眞辺 千津子	斗賀野地区
委員	横畠 美和	加茂地区

佐川町上下水道運営委員会 開催状況

	開催日時及び会場	審議内容等
第1回	令和2年7月28日（火） 9：30～10：35 会場：佐川町役場 3階 委員会室	町長から委員会へ諮問 水道料金の適正化について （1）経営計画の概要説明 （2）水道料金の適正化について （3）今後の開催スケジュールの確認
第2回	令和2年8月31日（月） 9：30～11：05 会場：佐川町役場 3階 委員会室	令和元年度決算について 水道料金の適正化について （1）水道料金体系の概要 （2）水道料金の構造別割合 （3）料金改定検討のポイント
第3回	令和2年9月29日（火） 9：30～10：15 会場：佐川町商工会 2階 会議室	水道料金の適正化について （1）これまでの審議内容のまとめ （2）水道料金の具体的改定（案） （3）答申書の作成について
第4回	令和2年10月14日（水） 9：30～9：55 会場：佐川町商工会 2階 会議室	水道料金の適正化について 答申（案）について